令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況について

消費税率(国・県)の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会 保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされております ので、以下のとおり明示します。

令 和 4 年 度 決 算 額 【うち社会保障財源化分】

地方消費税交付金

166,331 千円

92,322 千円

(単位:千円)

			(早位:十円)
	事業名	事業費	うち一般財源 ()は、増収分交付金充当額
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	361, 086	130,060 (29,543)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所 経費など)	16, 961	16,654 (3,692)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支 援医療給付費など)	130, 034	29, 799 (6, 462)
	小 計	508, 081	176, 513 (39, 697)
社会保険	国民健康保険	53, 077	22, 151 (4, 616)
	介護保険	94, 598	90,046 (22,160)
	後期高齢者医療	84, 438	71,610 (16,617)
	小 計	232, 113	183, 807 (43, 393)
保険衛生	予防対策事業 (予防事業)	63, 148	22, 172 (4, 616)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業な ど)	27, 327	20,760 (4,616)
	小 計	90, 475	42,932 (9,232)
	숨 計	830, 669	403, 252 (92, 322)

※事務費、事務職員の人件費(特別会計への事務費、人件費繰出しを含む)は、事業費か ら除いています。